

 浜松〈ゆうゆうの里〉

特定施設入居者 生活介護等利用契約書

一般財団法人 日本老人福祉財団

●契約締結日：令和 年 月 日

●特定施設等の表示

名 称 一般財団法人 日本老人福祉財団 浜松〈ゆうゆうの里〉

所在地 静岡県浜松市浜名区細江町中川 7399

特定施設入居者生活介護事業所：第2278100082号
(平成12年2月1日指定・令和2年4月1日更新)

介護予防特定施設入居者生活介護事業所：第2278100082号
(平成18年4月1日指定・令和6年4月1日更新)

●契約当事者の表示

利 用 者： _____ 印

(男・女)

(大正・昭和 年 月 日生まれ)

事 業 者：一般財団法人日本老人福祉財団

理事長 小 口 明 彦 _____ 印

住 所：東京都中央区日本橋堀留町1丁目7番7号

●契約当事者以外の者

契約立会人(1)： _____ 印

住 所：

利用者との続柄： 配偶者・身元引受人・家族(具体的に)

生活支援員・その他(具体的に)

契約立会人(2)： _____ 印

住 所：

利用者との続柄： 配偶者・身元引受人・家族(具体的に)

生活支援員・その他(具体的に)

契約立会人(3)： _____ 印

住 所：

利用者との続柄： 配偶者・身元引受人・家族(具体的に)

生活支援員・その他(具体的に)

(前文)

入居者と事業者は、介護保険法その他の法令（以下、「介護保険法令等」という。）に定める介護予防特定施設入居者生活介護又は特定施設入居者生活介護（以下、「特定施設等」という。）の利用にあたり、下記のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結します。

第一章 総 則

(契約の目的)

第1条 事業者は、特定施設等の利用者（以下、「利用者」という。）に対し、特定施設等において、介護保険法令等を遵守し、本契約の定めるところに従い、利用者が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを支援することを目的としてサービスを提供します。

2 本契約に基づき提供されるサービスの内容（本契約第4条及び第5条に定めるもの。以下同じ。）は、重要事項説明書に添付する『介護サービス等の一覧表』に定めるところとします。

(契約期間と更新)

第2条 本契約の有効期間は、

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

とします。

但し、上記の契約期間満了日以前に、利用者に関して介護保険法令等により行われる要支援認定又は要介護認定、更新認定、状態区分の変更認定、取消等の手続き等により、要支援認定又は要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要支援認定又は要介護認定有効期間満了日までとします。

2 契約満了日の7日以上前までに利用者から書面による更新拒絶の申し出がない場合、この契約は自動更新され、以降も同様とします。

(運営規程)

第3条 事業者は、特定施設等において、以下に掲げる重要事項に関する規程（以下、「運営規程」という。）を定めます。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 入居定員及び居室数
- 四 特定施設等のサービス内容及び利用料その他の費用の額
- 五 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続き
- 六 施設の利用に当たっての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 その他運営に関する重要事項

(介護保険給付対象サービス)

第4条 本契約において、「介護保険給付対象サービス」とは、介護予防特定施設サービス計画又は特定施設サービス計画（以下、「特定施設等サービス計画」という。）に基づき、事業者が利用者に対して提供するサービスをいいます。

- 2 前項のサービスのうち、介護予防特定施設入居者生活介護においては、利用者の介護予防を目的とした入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、ならびに機能訓練及び療養上の世話をを行います。
- 3 第1項のサービスのうち、特定施設入居者生活介護においては、利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、ならびに機能訓練及び療養上の世話をを行います。

(介護保険給付対象外サービス)

第5条 本契約において、「介護保険給付対象外サービス」とは、介護保険の給付対象となる前条の特定施設等の介護保険給付とは別に介護に係る費用を受領できる介護サービスであって、厚生労働省令第35号第238条第3項第一号、厚生省令第37号第182条第3項第一号及び当該省令の解釈通知である老企第52号に定める、人員配置が手厚い場合の介護サービス及び個別的な選択による個別介護サービスをいい、別紙「重要事項説明書」の書面に定めるものをいいます。

(介護等の場所)

第6条 事業者は、利用者に対し本契約に基づく介護予防サービス又は介護サービス（以下、「介護等」という。）を、原則としてホームにおける利用者の一般居室又は介護居室（一時介護室において3か月以内の期限を設けて介護等を行う場合を含みます。）において提供します。

- 2 事業者は、利用者に対しより適切な介護等のため必要と判断する場合に、本契約に基づく提供の場所をホーム内において変更することがあります。その手続き等については入居契約書に規定します。

(地域との連携等)

第7条 事業者は、事業運営にあたり、周辺地域住民が行う活動等を通じて地域との交流に努め、また地方自治体が実施する事業に協力するよう努めるものとします。

第二章 介護等の内容確認とその手続き

(要介護認定等に伴う確認)

第8条 事業者は、利用者の要支援認定又は要介護認定が確定・更新・変更された場合、その内容を確認するために、次の各号に定める事項を含めた「要介護認定等に伴う確認書」を利用者に交付します。

- 一 要支援認定又は要介護認定の内容及びその認定日、有効期間
- 二 認定審査会の意見
- 三 市町村により確定されたその他の重要な事項

- 2 前項の確認に際して、事業者は、利用者に対して次の各号に定める事項について説明を行い、それについての利用者の意思を確認します。

- 一 本契約第4条に定める「介護保険給付対象サービス」に関する費用の額及び各種加算給付への同意、ならびにその支払方法
- 二 本契約第5条に定める「介護保険給付対象外サービス」に関するサービス内容及び利用料金についての同意
- 三 本契約に基づくサービスの利用に関して、利用者が負担する利用料金や支払方法等が変更された場合の同意
- 四 その他利用者又は事業者において必要と考えられる事項

(特定施設等サービス計画の作成・変更)

第9条 事業者は、介護保険法令等に基づき、利用者ごとに特定施設等サービス計画の原案又は変更案を作成します。

- 2 前項の原案又は変更案は、利用者又はその家族に書面で交付し、かつ協議を行い、その同意を得た上で決定します。

第三章 事業者の義務

(事業者の守秘義務)

第10条 事業者は、正当な理由なしに、本契約に基づくサービスを提供するうえで知り得た利用者又はその家族等に関する事項を第三者にもらしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

第四章 サービスの料金の支払い

(サービス利用料金)

第11条 利用者は、事業者に対して、本契約に基づき提供されたサービスの利用料を、第8条及び第9条に基づき支払うものとします。

- 2 事業者は、利用者に対して、本契約に基づき提供されたサービスの内容に基づき、利用者が支払うべき利用料金の内訳やサービスの区分等を記載した請求書をあらかじめ送付します。

(利用料金の変更)

第12条 介護保険法令等の改正に伴い本契約第8条第2項第一号に定める費用に変更があった場合、事業者は利用者等へ説明を行い、当該利用料金等を変更します。

- 2 本契約第8条第2項第二号に定める費用を改正する場合、事業者は、入居契約に基づく手続きをとるものとします。

(証明書の交付)

第13条 事業者は、本契約に基づくサービス利用料金の支払いを受けたときは、利用者の求めに応じてサービス提供証明書を交付します。

- 2 前項のサービス提供証明書の発行に際し、事業者は利用者に対して、当該証明書の使用目的や提出先についての説明を求めることがあります。

(損害賠償)

第14条 事業者は、本契約に基づくサービスの提供に当たって、万一事故が発生し利用者の生命・身体・健康・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者に故意又は過失がある場合は賠償額を減ずることができます。

第五章 契約の終了

(契約の終了事由)

第15条 本契約は、次の各号の一つに該当するときは、終了します。

- 一 利用者が死亡した場合
 - 二 介護予防特定施設入居者生活介護の利用者が、自立又は要介護に認定変更された場合
 - 三 特定施設入居者生活介護の利用者が、自立又は要支援に認定変更された場合
 - 四 入居契約が終了した場合
 - 五 事業者が介護保険法令等に基づく特定施設等の事業者指定を取り消された場合又は指定更新を行わなかった場合
 - 六 利用者が特定施設等の利用に代えて、他の介護サービスの利用を選択した場合
 - 七 第16条又は第17条に基づき本契約が解除又は解約された場合
- 2 前項第二号又は第三号に該当する場合、原則として当該契約はいったん終了しますが、引き続き特定施設入居者生活介護等の利用契約を締結しようとする場合、本契約書は有効に継続するものとします。

(事業者からの契約解除)

第16条 事業者は、利用者の行動が他の入居者又は事業者の役職員の生命・身体・健康・財産（設置者の財産を含む）に危害を及ぼし、ないしは、その危害の切迫したおそれがあり、かつ有料老人ホームにおける通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止することができず信頼関係を著しく害する場合や入居者又はその家族・連帯保証人・身元引受人・返還金受取人等による、事業者の役職員や他の入居者等に対するハラスメントにより、入居者との信頼関係が著しく害され事業の継続に重大な支障が及んだときに、本契約を解除することがあります。

2 前項の場合、事業者は次の手続きを行います。

- 一 一定の観察期間をおくこと。
- 二 医師の意見を聴くこと。
- 三 契約解除の通告について90日の予告期間をおくこと。
- 四 前号の通告に先立ち、利用者本人の意思を確認するとともに、入居契約で定める身元引受人等の意見を聴くこと。
- 五 解除通告に伴う予告期間中に、入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には入居者や身元引受人等、その他関係者や関係機関と協議し、移転先の確保について協力します。

3 事業者は、本契約に基づくサービス利用料金の支払いにつき、利用者が3か月以上遅滞し又は支払いがない場合など、本契約における事業者と利用者の信頼関係を著しく害するものであると判断した場合には、90日の予告期間において、本契約を解除することがあります。この場合、前項第四号の規定を準用します。

(利用者からの中途解約)

第17条 利用者は、本契約の有効期間中、いつでも本契約を解約することができます。この場合、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に書面により通知するものとします。

(精算)

第18条 第15条の規定に基づき、本契約が終了した場合において、利用者が、既に実施されたサービスに対する利用料金支払い義務その他事業者に対する義務を負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。その際、1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払額については利用日数に基づいて計算した金額とします。

第六章 苦 情 処 理

(苦情処理)

第19条 事業者は、本契約に基づくサービスに関する利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置します。

2 利用者は、事業者が本契約に基づき提供したサービスに関して、公益社団法人全国有料老人ホーム協会に苦情を申し立てることができます。

3 利用者は、行政機関又は国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関や紛争解決機関に苦情を申し立てることができます。

4 事業者は、利用者からの苦情の申し立てがなされた場合、これに対して迅速かつ適切に対応するものとし、利用者に対して、これを理由として何らの不利益な取り扱いをすることはありません。

第七章 そ の 他

(協議事項)

第20条 本契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令等の定めるところを尊重し、事業者と利用者が協議の上、誠意をもって解決するものとします。

(合意管轄)

第21条 本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、静岡地方裁判所浜松支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに、利用者及び事業者は合意します。

要介護認定等に伴う確認書

- 特定施設入居者生活介護等利用契約に基づき、次の事項を確認します。
- この書面は、市町村による要支援認定又は要介護認定（以下、「要介護認定等」という。）の確定・変更等についての内容を確認する目的と、これにより利用者が負担することになる料金の目安等を確認する目的で作成されています。

1. 本確認書の当事者の確認

利用者名： _____（介護保険被保険者番号： _____）

事業者名：一般財団法人 日本老人福祉財団

特定施設入居者生活介護事業所名：浜松〈ゆうゆうの里〉（浜松市2278100082号）
（2000年2月1日指定・2024年4月1日更新）

介護予防特定施設入居者生活介護事業所名：浜松〈ゆうゆうの里〉（上記と同号）
（2006年4月1日指定・2024年4月1日更新）

2. 市町村による要介護認定等の決定・更新内容

介護保険制度による要介護認定等の（決定・更新）は次の内容でした。

- ① 介護認定等の（決定・更新）された日： _____ 年 _____ 月 _____ 日
- ② 上記の要介護認定等の内容（該当するものを○で示します）：
（ 自立 要支援1 要支援2 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5 ）
- ③ 上記の要介護認定等の有効期間： _____ 年 _____ 月 _____ 日 ～ _____ 年 _____ 月 _____ 日
- ④ 上記の要介護認定等に伴う認定審査会の意見：
- ⑤介護保険料の自己負担割合（該当するものを○で示します）：（ 1割 2割 3割 ）
- ⑥ その他の重要な事項：

- 利用者に対する適切な介護の提供に必要と考えられる具体的な介護サービスの内容は、本書の確認とは別に、利用者・家族との協議とその合意に基づき決定される「特定施設等サービス計画」によるものとします。
- 当該サービス計画の作成・変更や内容の説明等については、利用者の希望に応じていつでも対応いたします。

3. 利用者が締結する利用契約の種別

(該当するものを○で示します)

(介護予防特定施設入居者生活介護 特定施設入居者生活介護)

4. 利用者の介護サービスに関する料金内容等の目安

(1) 利用者の介護サービス利用についての負担金額 (30日利用の場合の目安)

① 介護報酬基本単位数、② 30日分の総報酬単位 (額) ……別紙参照

③ 上記以外の介護サービス利用料等

本契約第5条「介護保険給付対象外サービス」に対する負担金として、入居時に一括してお支払いいただきます。負担金の内訳は、別紙「重要事項説明書」のとおりです。

(2) 利用料金の支払い方法

上記の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、翌月10日までに明細をそえてご請求します。支払いについては管理費引き落とし口座より自動引き落としいたします。

5. 同意事項

(1) 介護保険利用料 (自己負担分) の支払方法

法定代理受領・ 償還払い (いずれかに○印)

(2) 加算給付の同意

私は、「浜松〈ゆうゆうの里〉」が私に対して提供する特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護において、以下の加算給付を受けることに同意します。

夜間看護体制加算 (Ⅰ) の給付 (要介護者のみ) 「重度化対応指針」に基づき、看護職員が夜勤または宿直している場合の加算です。	同意する ・ 同意しない 適応外
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) の給付 手厚い介護体制の確保を推進する観点から創設されたもので、職員の配置要件に応じた体制加算です。	同意する ・ 同意しない
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ) の給付 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うことを評価する加算です。	同意する ・ 同意しない

<p>科学的介護推進体制加算の給付 事業所全ての利用者に係る基本的な情報（ADL、栄養、口腔・嚥下、認知症等）を厚生労働省（LIFE）に提出し、その情報を基にサービス計画を作成・実施、多職種協働で検証し、事業所全体としてサービスの質の更なる向上に努めた場合の体制加算です。</p>	<p>同意する ・ 同意しない</p>
<p>介護職員処遇改善加算の給付（～令和6年5月31日） 介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設されたもので、基本報酬と各種加算報酬の合計に一定率（特定施設は8.2%）を乗じる体制加算です。</p>	<p>同意する ・ 同意しない</p>
<p>介護職員等特定処遇改善加算の給付（～令和6年5月31日） 介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めることを目的に創設されたもので、基本報酬と各種加算報酬の合計に一定率（当事業所はサービス提供体制強化加算Ⅰを算定しているため1.8%）を乗じる体制加算です。</p>	<p>同意する ・ 同意しない</p>
<p>介護職員等ベースアップ等支援加算の給付（～令和6年5月31日） 介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として創設されたもので、基本報酬と各種加算報酬の合計に一定率（特定施設は1.5%）を乗じる体制加算です。</p>	<p>同意する ・ 同意しない</p>
<p>介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の給付（令和6年6月1日～） 介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設されたもので、基本報酬と各種加算報酬の合計に一定率（特定施設は12.8%）を乗じる体制加算です。</p>	<p>同意する ・ 同意しない</p>
<p>個別機能訓練加算（Ⅰ）の給付 専従の機能訓練指導員が、必要な利用者ごとに目標・実施方法・評価等を含む個別機能訓練計画書に基づき個別機能訓練を行うための管理期間に係る個別加算です。</p>	<p>同意する・同意しない 適応外</p>
<p>口腔・栄養スクリーニング加算 利用開始時及び6ヶ月ごとに口腔状態及び栄養状態について確認を行い、その情報を担当介護支援専門員に提供した場合の加算です。</p>	<p>同意する ・ 同意しない</p>
<p>退院・退所時連携加算（要介護者のみ） 医療機関等に30日を超えて（31日以上）入院した後に復帰した場合の個別加算です。復帰日より30日間算定します。</p>	<p>同意する・同意しない 適応外</p>
<p>退居時情報提供加算の給付 入居者が医療機関へ退去（入院）した際、生活支援上の留意点等の状況提供を行うことを評価する加算です。</p>	<p>同意する・同意しない</p>
<p>新興感染症等施設療養費の給付 新興感染症のパンデミック発生時等において、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保したうえで感染した高齢者を施設内で療養を行うことを評価する加算です。</p>	<p>同意する・同意しない</p>

<p>看取り介護加算の給付（要介護者のみ） 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者について「看取り介護指針」に基づき看取り介護計画書を合意の上で作成、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員、生活相談員等が共同して介護サービスを行うための個別加算です。</p>	<p>同意する・同意しない 適応外</p>
---	---

6. その他

上記すべての内容について、説明を受け、同意しました。

年 月 日

利用者名： _____

署名代行者又は契約立会人： _____
 署名代行した場合はその事由

上記の内容について、説明を行い、ご本人等の同意について確認しました。

事業者：一般財団法人 日本老人福祉財団 浜松〈ゆうゆうの里〉

説明者： _____

4.利用者の介護サービスに関する料金内容等の目安

(1)利用者の介護サービス利用についての負担金額(30日利用の場合の目安)

①介護報酬基本単位数

(2024年4月1日現在)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本報酬 単位/1日あたり(a)	183単位	313単位	542単位	609単位	679単位	744単位	813単位
夜間看護体制加算(Ⅰ) 単位/1日あたり(b)			18単位				
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 単位/1日あたり(c)	22単位						
生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 単位/1月あたり(d)	10単位						
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ,Ⅱ) 単位/1月あたり(e)	-						
科学的介護推進体制加算 単位/1月あたり(f)	40単位						
ADL維持等加算(Ⅰ,Ⅱ) 単位/1月あたり(g)			-				
生活機能向上連携加算(Ⅰ,Ⅱ) 単位/1月あたり(h)	-						
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 単位/1月あたり(i)	8.2%						
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 単位/1月あたり(j)	1.8%						
介護職員等ベースアップ等支援加算 単位/1月あたり(k)	1.5%						
協力医療機関連携加算(Ⅰ,Ⅱ) 単位/1月あたり(l)	-						
個別機能訓練加算(Ⅰ) 単位/1日あたり(m)	12単位						
個別機能訓練加算(Ⅱ) 単位/1月あたり(m')	-						

●所在地における「1単位当たりの単価」(n): 10.14円

※6ヶ月に1回、口腔・栄養スクリーニング加算(20単位/回)を算定します。

※退院・退所時連携加算(30日間、30単位/日)、退居時情報提供加算(250単位/回)、新興感染症等施設療養費(5日間、240単位/日)、看取り介護加算は要件に該当する場合算定します。

②30日分の総報酬単位(額)(上記①の※の加算は除く)

上記(a)~(h), (l)~(m')の 30日総単位数(o)			$((a+b+c+m) \times 30) + (d+e+f+g+h+l+m')$
介護職員処遇改善加算単位 (p) = (o) × (i+j+k)			(小数以下四捨五入後)
1単位あたり単価を乗じた総報酬額 (q) = ((o) + (p)) × (n)			(小数以下切捨後)
給付額 = (q) × (自己負担割合が1割は90%、2割は80%、 3割は70%)	90%		給付額の計算で生じた1円未満の端数は自己負担額に加算する
30日当たりの自己負担額の目安 (q) × 10% + 給付額の1円未満 (自己負担割合が1割は10%、2割は20%、3割は30%)			上記の計算により算定された自己負担額の1円未満の端数は切り捨てる